

分別収集計画

第10期（令和5～9年度）

令和4年6月

東金市外三市町清掃組合

—目次—

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	1
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	2
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	3
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	3
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	4
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	4

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や廃棄物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっては東金市外三市町清掃組合（本組合）及び構成する市町が一体となり行うものとし、基本的方針は以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・住民、事業者及び行政、すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボールを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

排出量は図表①参照

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては本組合を構成する各市町の住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

本組合、構成市町では、庁舎内でのリサイクル活動、リサイクルへの取組み、排出抑制に関するPR活動を推進する。

1) 環境教育・啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学会等を活用し、学校、地域住民、事業者に対して、ごみの排出量やごみ処理経費、ごみの分別、資源化による減量化等、ごみ問題について情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

2) 住民参加型リサイクル運動

集団回収の推進、リサイクル倉庫の充実・増設等を行い、住民参加型のリサイクル運動を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本組合における現在の処理過程、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、構成市町の委託業者の収集車両等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製の容器 アルミ製の容器	カン
ガラス製容器（無色） ガラス製容器（茶色） ガラス製容器（その他）	ビン類
ペットボトル	ペットボトル
段ボール製の容器	段ボール（リサイクル倉庫）
	クリーンセンター持込ごみからのピックアップ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第8条第2項第4号）

推計値は図表②参照

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
(法第8条第2項第4号)

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝令和4年度見込値及び人口推計値により算出

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製の容器	カン	構成する市町の委託業者による指定日回収 集団回収	再資源化業者
アルミ製の容器			
ガラス製容器（無色）	ビン類	構成する市町の委託業者による指定日回収	再資源化業者
ガラス製容器（茶色）			
ガラス製容器（その他）			
ペットボトル	ペットボトル	構成する市町の委託業者による指定日回収	再資源化業者
段ボール製の容器	段ボール（リサイクル倉庫）	構成する市町のリサイクル倉庫による拠点回収	再資源化業者
	クリーンセンター持込ごみからのピックアップ	クリーンセンター持込ごみからのピックアップ	再資源化業者

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

ビン類については、現行どおり組合の委託する事業者の施設で、カン、ペットボトルについても同じく事業者の施設で行う。段ボールについては、構成する各市町のリサイクル倉庫で収集し搬出する。また、ビン類、カン、ペットボトルは自施設による分別収集を実現するため、次期施設の整備計画を推進する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製の容器 アルミ製の容器	カン	指定袋	ダンプ車	再資源化業者ストックヤード
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン類	指定袋	ダンプ車	
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	ダンプ車 パッカー車	
段ボール製の容器	段ボール（リサイクル倉庫）	梱包	ダンプ車 パッカー車	リサイクル倉庫
	クリーンセンター持込ごみからのピックアップ	梱包	ダンプ車	クリーンセンター持込ごみからのピックアップ

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、東金市外三市町清掃組合を構成する各市町の住民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制の整備を図る。

市町と連携して自治会等住民団体による集団回収を促進するように図る。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

事後評価については図表③参照

図表

図表① 排出量

分別区分	自治体区分	推計値(t)				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製 容器	東金市	89	88	87	86	85
	大網白里市	75	74	73	72	71
	九十九里町	25	24	24	24	23
	山武市(成東町域)	44	43	43	42	42
	本組合(小計)	233	229	227	224	221
アルミ製 容器	東金市	53	52	51	51	50
	大網白里市	56	56	55	54	54
	九十九里町	15	14	14	14	14
	山武市(成東町域)	26	26	25	25	25
	本組合(小計)	150	148	145	144	143
ガラス製容 器(無色)	東金市	87	86	85	84	83
	大網白里市	74	73	72	71	70
	九十九里町	36	36	35	35	34
	山武市(成東町域)	43	42	42	41	41
	本組合(小計)	240	237	234	231	228
ガラス製容 器(茶色)	東金市	81	80	79	78	77
	大網白里市	69	68	67	66	65
	九十九里町	34	33	33	32	32
	山武市(成東町域)	40	39	39	38	38
	本組合(小計)	224	220	218	214	212
ガラス製容 器(その他)	東金市	41	40	40	39	39
	大網白里市	35	34	34	33	33
	九十九里町	17	17	17	16	16
	山武市(成東町域)	20	20	20	19	19
	本組合(小計)	113	111	111	107	107
ペットボトル	東金市	164	162	160	158	156
	大網白里市	130	129	127	125	124
	九十九里町	36	36	36	35	35
	山武市(成東町域)	70	69	68	67	66
	本組合(小計)	400	396	391	385	381
段ボール	東金市	238	243	249	254	260
	大網白里市	149	148	146	145	144
	九十九里町	42	41	40	40	39
	山武市(成東町域)	52	56	60	63	67
	本組合(小計)	481	488	495	502	510
合計		1,841	1,829	1,821	1,807	1,802

図表② 引渡・独自処理量
本組合全体

分別区分		推計値(t)									
		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
スチール製容器		0	233	0	229	0	227	0	224	0	221
	小計		233		229		227		224		221
アルミ製容器		0	150	0	148	0	145	0	144	0	143
	小計		150		148		145		144		143
ガラス製容器(無色)		240	0	237	0	234	0	231	0	228	0
	小計		240		237		234		231		228
ガラス製容器(茶色)		224	0	220	0	218	0	214	0	212	0
	小計		224		220		218		214		212
ガラス製容器(その他)		113	0	111	0	111	0	107	0	107	0
	小計		113		111		111		107		107
ペットボトル		0	400	0	396	0	391	0	385	0	381
	小計		400		396		391		385		381
段ボール		0	481	0	488	0	495	0	502	0	510
	小計		481		488		495		502		510
合計			1,841		1,829		1,821		1,807		1,802

東金市

分別区分		推計値(t)									
		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
スチール製容器		0	89	0	88	0	87	0	86	0	85
	小計		89		88		87		86		85
アルミ製容器		0	53	0	52	0	51	0	51	0	50
	小計		53		52		51		51		50
ガラス製容器(無色)		87	0	86	0	85	0	84	0	83	0
	小計		87		86		85		84		83
ガラス製容器(茶色)		81	0	80	0	79	0	78	0	77	0
	小計		81		80		79		78		77
ガラス製容器(その他)		41	0	40	0	40	0	39	0	39	0
	小計		41		40		40		39		39
ペットボトル		0	164	0	162	0	160	0	158	0	156
	小計		164		162		160		158		156
段ボール		0	238	0	243	0	249	0	254	0	260
	小計		238		243		249		254		260
合計			753		751		751		750		750

大網白里市

分別区分		推計値(t)									
		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理
スチール製容器		0	75	0	74	0	73	0	72	0	71
	小計		75		74		73		72		71
アルミ製容器		0	56	0	56	0	55	0	54	0	54
	小計		56		56		55		54		54
ガラス製容器(無色)		74	0	73	0	72	0	71	0	70	0
	小計		74		73		72		71		70
ガラス製容器(茶色)		69	0	68	0	67	0	66	0	65	0
	小計		69		68		67		66		65
ガラス製容器(その他)		35	0	34	0	34	0	33	0	33	0
	小計		35		34		34		33		33
ペットボトル		0	130	0	129	0	127	0	125	0	124
	小計		130		129		127		125		124
段ボール		0	149	0	148	0	146	0	145	0	144
	小計		149		148		146		145		144
合計			588		582		574		566		561

九十九里町

分別区分		推計値(t)									
		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理
スチール製容器		0	25	0	24	0	24	0	24	0	23
	小計		25		24		24		24		23
アルミ製容器		0	15	0	14	0	14	0	14	0	14
	小計		15		14		14		14		14
ガラス製容器(無色)		36	0	36	0	35	0	35	0	34	0
	小計		36		36		35		35		34
ガラス製容器(茶色)		34	0	33	0	33	0	32	0	32	0
	小計		34		33		33		32		32
ガラス製容器(その他)		17	0	17	0	17	0	16	0	16	0
	小計		17		17		17		16		16
ペットボトル		0	36	0	36	0	36	0	35	0	35
	小計		36		36		36		35		35
段ボール		0	42	0	41	0	40	0	40	0	39
	小計		42		41		40		40		39
合計			205		201		199		196		193

山武市(成東町域)

分別区分	推計値(t)										
	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		
	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	
スチール製容器		0	44	0	43	0	43	0	42	0	42
	小計		44		43		43		42		42
アルミ製容器		0	26	0	26	0	25	0	25	0	25
	小計		26		26		25		25		25
ガラス製容器(無色)		43	0	42	0	42	0	41	0	41	0
	小計		43		42		42		41		41
ガラス製容器(茶色)		40	0	39	0	39	0	38	0	38	0
	小計		40		39		39		38		38
ガラス製容器(その他)		20	0	20	0	20	0	19	0	19	0
	小計		20		20		20		19		19
ペットボトル		0	70	0	69	0	68	0	67	0	66
	小計		70		69		68		67		66
段ボール		0	52	0	56	0	60	0	63	0	67
	小計		52		56		60		63		67
合計			295		295		297		295		298

図表③ 事後評価

	令和2年度数量(t)						令和3年度数量(t)						
	前期推計値		実績値		差		前期推計値		実績値		差		
	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	引渡量	独自処理	
スチール製容器		0	254		304	0	-50	0	253	0	175	0	78
	小計		254		304		-50		253		175		78
アルミ製容器		0	151		133	0	18	0	151	0	145	0	6
	小計		151		133		18		151		145		6
ガラス製容器(無色)		314	0	217	0	97	0	311	0	196	0	115	0
	小計		314		217		97		311		196		115
ガラス製容器(茶色)		272	0	213	0	59	0	270	0	212	0	58	0
	小計		272		213		59		270		212		58
ガラス製容器(その他)		150	0	105	0	45	0	149	0	101	0	48	0
	小計		150		105		45		149		101		48
ペットボトル		0	416		376	0	40	0	412	0	389	0	23
	小計		416		376		40		412		389		23
段ボール		0	329		458	0	-129	0	323	0	479	0	-156
	小計		329		458		-129		323		479		-156
合計			1,886		1,806		80		1,869		1,697		172